

佐志小学校いじめ防止基本方針

令和7年6月 唐津市立佐志小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「佐志小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における、「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 本校のめざす学校の姿に「子どものいのちと人権を守る学校」を掲げています。「いのち」を奪うことにもつながるいじめを見逃さない児童・教職員集団を作ります。
- 「自分も他者も大切にするさし子」を合い言葉に、相手の気持ちを考えることができる児童を育成し、温かな人間関係を築きます。
- 計画的な学校経営・学級経営を行い、学校・学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 人権・同和教育の推進を図り、児童・教職員の人権感覚を高めます。
- いじめを早期発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

2 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童に持たせるため、学校教育のさまざまな活動の中で指導を行う。
- ・見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

<教職員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、「子どもが活躍できる授業」を日々行うことに努める。
- ・児童の、思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
(中学校との連携を図りながら道徳授業を行う。)
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、いろいろな活動を通し、児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように全職員が努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめの問題」についての理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年、同僚への協力を求める意識をもつ。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめの問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便り、ふれあい道徳授業、PTA会合等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

＜早期発見に向けて・・・「変化に気づく」＞

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していくとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいる事があれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって傾聴し、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が、自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」＞

- ・教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止対策委員会」（22条委員会）を位置づける。構成員は、校長、教頭、事務長、教務、主事、生徒指導担当、教育相談担当、並びに校外のいじめ防止対策委員（4名）とする。必要に応じスクールカウンセラーにも相談を行う。
- ・「いじめ防止対策委員会」の役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任や担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対等々について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・該当事案が校内いじめ防止対策委員会で、「覚知」から「認知」と判断されたときに、「いじめ防止対策委員会」（※22条委員会）を招集する。
- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

※（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

5 教育委員会をはじめ、関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の、唐津市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、唐津市教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめの問題など、子どもたちの健全育成についての話し合いを進めることを願う。